

あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会(第三回) 議事録

開 催 日:平成 23 年 12 月 16 日(金)

開 催 時 間:午後 1 時 30 分から

場 所:甚目寺庁舎 2階 第一会議室

1. あいさつ	
事務局	<p>本日はお忙しい中、ご参集いただき誠にありがとうございます。只今より、第3回 あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会を開会します。</p> <p>本日の委員会は、あま市審議会の開会に関する要綱第3条に基づき公開で開催します。開会にあたりまして委員長よりご挨拶いただきます。宜しく願いいたします。</p>
委員長	<p>こんにちは。会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ご案内の通り、第3回 あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会となります。より良いご意見を、どうか宜しく願いいたします。</p> <p>本日の議題は計画の素案となります。計画の素案は、今回の審議を経て、後日パブリックコメントを実施する予定となっています。それでは議事を進めます。</p>
2. 議 題	
(1)障がい者計画及び障がい福祉委員会 検討案	
委員長	<p>ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委 員	<p>前回所用があり欠席いたしまして申し訳ございません。その際に、事前にお渡しした意見を事務局よりお話いただいたと思います。</p> <p>障がい者の自立、自己決定、自己選択を確保するものとして、成年後見制度がございします。成年後見制度につきましては、障がい理解を深める取組みの中で行なうと事務局からお答えいただいています。</p> <p>今回、施策の中でどこにそれが位置づけられているのか確認いたしましたが、見落とししていなければ記述がありません。</p> <p>もし追記するのであれば、施策1にある日常の自立した暮らしを応援する中になると思います。</p> <p>只今事務局よりご説明がございましたが、成年後見の実態については集計中であるということでした。</p> <p>この会議にも保護者の皆様方がお見えになりますが、だんだん高齢化して自分のことが大変になっていきます。</p>

	<p>地域で障がい者であるお子さんが安心して暮らし続けるためには、保護者任せには出来ない状況です。</p> <p>それを考えると成年後見制度を推進し、障がい者のために確保していくことは重要です。施策でどのように反映させるのかお伺いしたいです。</p>
事務局	<p>成年後見制度ですが、平成 24 年度から地域生活支援事業に組み込まれます。</p> <p>P125 第 5 章、障がい福祉サービスの検証と目標の設定の中に成年後見制度利用支援事業として、実施を考えています。</p> <p>また下段の方策で、サービス利用者の人権擁護や虐待防止を図るために地域自立支援協議会などを活用し、成年後見制度の利用や虐待防止について整備を図りますと挙げております。</p>
委員	<p>私は他市の委員も務めています。他市のアンケート調査結果で問題となったのは、制度の周知が十分にされていないことです。知的障がい者に関しては理解をして、利用したい、又は利用しているという結果でした。</p> <p>成年後見について、障がい者ご自身、保護者の方に十分な理解がされていません。</p> <p>平成 24 年度から必須事業となることにより本市においても実施するとのことですが、それは国全体として取り組むから行うのであり、主体的に取り組む姿勢ではありません。</p> <p>民法が改正され、成年後見法が出来て権利擁護を行なっていく流れになりました。何故それが導入されたのかを考えていただき、あま市として今後どのように取り組むのかを示す必要があります。</p>
委員	<p>親の会でも人を集めて勉強をしました。しかしまだ 1 度しか行っていないので完全には理解をしていません。</p> <p>その上、最近弁護士の不祥事がありました。それがニュースで報道されます。その為親は、やはりいいや…となってしまいます。</p> <p>人間は、年をとってみなければいろいろわからないことがあります。</p> <p>その為、兄弟や親戚がみてくれるのではないかという相談などもあります。</p> <p>私たちが年をとる前に勉強をしなければなりません。コストについても心配しています。お金がかかるという報告は聞いていますが、どの位かかるのかわかりません。安心して預けられるというところまではいきません。</p> <p>一度勉強しましたが、またお願いして、市で勉強会を行なってくれると良いと思います。</p>

委員	<p>現在、成年後見の約7割が親族です。3割が専門家です。専門家の中では、司法書士が最も多く、弁護士、社会福祉士はほぼ同等です。</p> <p>専門家にお願いする場合、通常は約月3万円です。しかし低所得者の場合は月5,000円です。その為、障害基礎年金を受給されていれば、ほぼ対応できます。</p> <p>そのことについて、保護者の方も、障がい者ご自身もご存知ありません。その為、周知が必要です。</p> <p>保護者の方の高齢化を考えると、行政が後押しすることは、早急に取り組まなければならない課題であると思います。</p>
委員	<p>自立支援協議会でも勉強をしましたが、次の段階までいきません。その為、市としても行なっていただくと良いと思います。</p> <p>やはりお金について心配です。成年後見制度は誰でも良いのですよね。始めはそうでした。兄弟や親戚に頼んだ方が良いのではないかという迷いがあります。</p> <p>専門家を利用した方が良いのではないかという指導も必要です。</p>
委員	<p>あくまでこれは選択の1つです。ご親族に頼れる方がいる場合は、その方に頼むのが良いです。しかし身近な方がご高齢になられて、契約や相続問題などいろいろな心配事が出てくると思うのです。そうした場合に、専門家に頼んだ方が良い場合もあります。</p>
委員長	<p>今のご意見に対して、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>はい。制度の周知や利用促進について、第4章では施策目標4の相互理解と交流を通じた心のバリアフリーに位置づけられています。P89、権利擁護と人権啓発の推進の中で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がいのある人に対する権利擁護、相談、日常生活自立支援事業の活用、成年後見制度の周知と利用の促進など資源の充実を図りますという一文があります。</p> <p>また、自立支援協議会でも、取り組みを行なっている実績もあります。それを発展させる形で、圏域における成年後見制度の利用促進等につつまして事業展開を図っていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。</p>
委員	<p>自立支援協議会で昨年、一昨年、寸劇（人を設定：障がい者役など～）を交えて皆様にご理解しやすいような形で、成年後見制度について勉強会をさせていただいています。</p> <p>今回のアンケート結果を踏まえて、必要な内容を交えながら今後も啓発を進めて参りたいと思いますので宜しくお願いいたします。</p>
委員長	<p>他にご意見はございますか。</p>

<p>委員</p>	<p>成年後見制度は、制度やしきみが変わりました。先日インターネットで内容を確認しました。制度が変わったことで補助金等の概要がかかれています。</p> <p>現実、家族はどんぶり勘定になります。本当に第三者、公の人にこれを任せるのか、任せたほうがいいのかという考え方を持っています。</p> <p>ところが、P89に権利擁護の日常生活～ということですが、権利擁護と差別禁止という定義があります。全体的に差別や人権と多少混合するかもしれませんが、合理的配慮という言葉がかなり少ないと思います。</p> <p>それからもう1点、災害時の避難所からの福祉避難についてです。今月10日に団体で、担当課で制度の研修を受けました。その際、担当者の話で、宮城へ行きましたが避難所に障がい者の方がとても少なかったということです。</p> <p>それに対して、避難出来ないのか、避難しないのか。常日頃から訓練が必要です。訓練について書かれています、その内容で合理的配慮という言葉が少し欠けているように思います。</p> <p>差別やそういった事で、合理的配慮という言葉が少し少ないように思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>差別の禁止や、合理的配慮について記載が少ないというご指摘がありました。本編の構成の中でどのようにそれを取り入れていけるのか、また検討いたします。本編の内容か、具体的な取組みとして、という部分もあるかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>私は障がい当事者ですが差別、区別ということをも自分自身もあまり言いたくありません。しかし、社会全体で合理的配慮とは生活する上で全てだと思えます。</p> <p>例えばバリアフリー問題で駐車場についてです。車椅子駐車場の利用について、私たちがよく直面する問題です。</p> <p>全国的に西日本からパーミット制度が広がっています。これは10年ぐらい前にスーパーの方が思いついて、登録者の方であれば誰でも停めてくださいと実施したものです。</p> <p>障がい当事者が手帳交付を受けながら、通勤除外指定を警察から受けています。</p> <p>特定の方、例えば妊婦さんについても、適応しています。</p> <p>今後、愛知県でもパーミット制度を適用するという時に、我々団体として、適切と思っています。</p> <p>合理的配慮について、どこまでを合理的配慮と言うのか、それを当事者側から求めて欲しいと思っています。</p>

	<p>先日新聞で父親が68歳で、その駐車場に停める事ができるかというコメントが出ていました。</p> <p>とてもではありませんが、勘弁して欲しいという思いがあります。何故か申しますと帰れなくなるのです、車に乗れません。何度も経験があります。</p> <p>周知も必要だと思います。障がい者の当事者の53%ぐらいが、差別禁止についての法案について知りません。そこについて啓発運動をしていただきたいと思います。</p>
委員長	参考にしていただきたいと思います。
事務局	そうですね。具体的な取組みなどで、日常の合理的配慮という言葉はありますが、少し見直しさせていただきます。
委員	<p>私自身もあま市地域の自立支援協議会の担当をしています。今度、自立支援協議会が法定化、制度になりました。各都道府県市町村の障がい福祉計画で、自立支援協議会の意見を聞くようにするという項目があがっています。その辺についてどうかと思っています。</p> <p>特に相談支援事業についてですが、基幹相談支援センターという方式があると思います。全国で最初に実施されたのは、確か千葉県のことだと思います。</p> <p>例えばここにも書いてありますが、相談員の方が待っているのではなく訪問するとあります。しかし、それが本当に実施されるのでしょうか。</p> <p>障がい当事者としては、最初の情報として相談支援事業でどこまで情報を受けるのかにより、地域の自立生活は可能です。</p> <p>県の冊子、手帳交付時に説明しますとありますが、実際は手帳取得前から情報が必要です。</p> <p>手帳を受けることが出来るのか、出来ないのかというところから心配しています。</p> <p>どのような状況で情報を受けられるのか。</p> <p>相談員の方がネクタイにシャツでは敷居が高いです。それから、専門的な用語を使った場合に、相談員の方が理解できない。相談員の方にも研修を受けていただきたいと思います。</p> <p>自立支援協議会としての立場、相談支援事業についてやはりしっかりやっていかなければならないと思います。我々も協力をいたしますので宜しくお願いします。</p>
委員長	参考にしていただいて、研修等も行なうようにしていただきたいと思います。他にご意見ございますか。
委員	施設入所者の地域生活移行についてです。国の計画でも3割の方を、地域で生活出来るようにということです。

	<p>あま市においても、50人入所者の内11人を、地域へ移行させる計画になると思います。これは、平成17年の10月がひとつの出発点になっていると思うのですが、現時点でどの程度地域生活移行者がいて、現在どのような生活を送っているのか、そこがまずわかれば良いと思います。</p>
事務局	<p>詳細なデータを現在手元に用意しておりません。</p> <p>施設を出てグループホームに移行してそのまま継続ということであれば良いのですが、実際その方が完全に地域移行されたのかと申しますとそうでもありません。</p> <p>新規で施設に入る方、施設を出て地域に戻られる方、グループホームに入られる方が実際に何名というのは非常に答えづらいところがあります。記憶では、9名程度の方が地域移行ということになっています。</p>
委員	<p>ノーマライゼーションの理念の下、可能な限り地域で安心安全に生活する為に、その方への条件整備、地域の方々の理解が当然必要です。グループホーム、ケアホーム等の整備も必要です。</p> <p>資料には、グループホーム、ケアホームの増床計画もあるようです。問題は行政として、相談支援も含めて、地域で安心して暮らすための整備が必要です。それはハードやソフト面の問題です。そういった整備なく、円滑な地域移行は出来ないとおもいます。</p>
委員長	<p>その他ご意見ございますか。</p>
委員	<p>地域で理解していただくには社会参加しなければなりません。</p> <p>以前、作業所の子どもが社会参加をさせていました。近年になると、一転して社会参加については削られてきました。</p> <p>今現在の役所の方のお考えはわかりませんが、以前、例えば、地域の方が招待をしてくれて、喜んで行ったところ、後から叱られたりしました。</p> <p>市長に社会参加はいけませんかと尋ねたところ、大賛成だとお答えになりました。大賛成ならば、障がいのある子どもも、社会参加をさせていただきたい。</p> <p>知的障がい者が何も出来ないということは絶対にありません。甚目寺のB型の作業所でも結構やっています。全く出来ないわけではありません、仕事は出来るのです。その子たちをどうやって社会参加させるのか。</p> <p>まずは行政が許可して下されば、子どもも親も喜ぶます。そうすれば、障がい者も結構やれるんだ、怖くないなと理解されます。</p> <p>私たちも30年前から運動会を実施していました。最初は、皆怖いと思っていたのが、全然怖くないですね、障がい児も親と一緒にあってよく動きますねという評価をいただきました。実際に交</p>

	<p>流し理解していただくことが重要です。</p> <p>見せないようにするのはありません。なるべく参加しなさいということを行行政も指導すると良いと思います。</p>
委員長	今後の参考にして下さい。それでは、次にうつります。
(2)障がい者計画及び障がい福祉計画概要版 委員会検討案 (資料2)	
委員長	ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。
委員	概要版の最期のページについてです。各項目の数値について、上段に1ヶ月あたりとありますが、いくつかの項目は年間だと思えます。
事務局	大変申し訳ありません、ご指摘のとおり、1年あたりを、1ヶ月あたりと誤って表記しているものがございます。ここについて訂正いたします。
委員	それはきちんと訂正していただきたい。ここで仕分けされていないとわかりにくいです。
委員	概要版は計画のダイジェストになります。 それからP3相互理解と交流を通じた心のバリアフリーということで、権利擁護についてです。差別、区別ということで権利擁護と言いますとどうも離れてしまいます。もう少しやわらかく表現していただけないでしょうか。
事務局	はい、ここは検討します。パブリックコメントの実施まで時間がありますので、権利擁護の言葉について、他に良い言葉があれば、やわらかい表現をするように努めさせていただきたいと思えます。
委員長	よろしいでしょうか。
委員	はい。ありがとうございます。
委員	すみません、出来れば人権啓発についてもお願いします。前回は意見を述べましたが、あまりにも人権を強調しすぎることにについて、心の問題が大きいのでやわらかい表現で記述していただければ嬉しいです。
事務局	わかりました。1行目の、権利擁護、人権啓発について表現について工夫いたします。
委員長	配慮をお願いいたします。それでは、次にうつります
(3)今回策定する計画における取組みの現状と達成度について (資料3)	
委員長	ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。
委員	P4 就労支援についてお聞きします。これは、あま市としての取組みの達成度ですか。
事務局	基本は連携を含めて、あま市が関わっている部分ということで

	ご理解をいただきたいです。
委員	私も勉強不足ですが、福祉的就労の就労継続支援事業の活用による達成度が60%となっていますが、これは具体的にどのような事業所が対象ですか。
事務局	就労継続支援事業は、A型、B型といわれるものです。愛知県の指定で事業を行なっている事業所となります。 あま市以外の就労Aの事業所がありますし、Bの事業所も2箇所あります。作業所に通っていただき訓練を受けていただいている方が相当数いますので、その達成度となっています。
委員	身体だけではないですね。知的の方中心の事業所ですね。
委員長	その他にご意見ございますか。
委員	公助、自助、共助という三本の柱があります。この福祉計画で、公助が3分の1ぐらいだと感じがしました。社会全体でみましようという話ですから良いのですが、事務局としては何%が公助だとお考えですか。
事務局	私見となりますが全般的に言えるところは、制度については公助にあたるという認識です。具体的な取組みとして役所が出来ることは限られていますので、取組みとなりますと、民間、地域のお力添えや、ご自身で努力していただくことがあります。計画という部分については、ある程度公助にあたると思っています。
委員	私は公助をもっと増やして欲しいという願望があります。
委員長	その他に何かありますか。
委員	いろいろな障がい者をすべて集めて一緒にやっておりましたが、自助、共助、公助についていつも言われますが補助金はわずかですがやっておりました。 精神的に支えてくださる人がいたので、やれたと思います。これから親の高齢化という問題が出ます。親の高齢化、そして障がい者の働く場所です。それから、ケアホームやグループホームをつくっていかねば、何も出来ません。 せっかく市になったので、お金ではなく応援をしていただきたいです。あま市に、市民病院が出来れば少しは…症状の重くて行く場所がない子もいます。配慮していただきたいです。お金ではなく、そういった部分で応援いただきたいと思います。
委員	システムとして確立すると良いのです。予算についてはその次の話になります。
委員長	その他に何かありますか。
委員	現状の達成度について、どのように算出していますか。
事務局	例えば100人を目標とするなど数値で取組みについての計画を立てているものではないので、主観的判断となっています。

委員	この数値を一見しただけでは勘違いします。就労の促進について、身体障がい者の手帳所持者は2,600人いますが、その内の60%というわけではありませんよね。
事務局	<p>第2回目の策定委員会のアンケートでもご説明しましたが、あま市で各障がいの手帳交付を受けている者は、約3,600人です。その中で、障がい福祉サービス等を利用している方が1割です。さらに就労継続支援事業をご利用している方はさらに人数が絞られます。</p> <p>ご指摘のとおり、就労継続支援事業をご利用している方は知的障がい者が圧倒的に多いです。身体障がい者の方で活動が出来る方は一般就労されている方も多いため、この数値で身体障がい者の2,600人が事業を利用して満足しているという結果ではないことをご理解下さい。</p>
委員	それはわかっているつもりです。必要としている方の60%というのは、わかるのです。これだけみるとわからなくてお伺いしました。
委員長	それではその他にうつります。
3. その他	
委員長	その他として何かご意見ございますか。
委員	パブリックコメントの実施についてですが、どのような手法で行いますか。
事務局	第1章P15にパブリックコメント実施について記述があります。三庁舎の関係窓口と市のホームページに掲載して平成23年12月26日～平成24年1月25日の期間内にご意見を伺います。
委員	ネットの利用についてある程度いいと思います。しかしパソコンを持っていない人もいます。
事務局	三庁舎の関係窓口印刷物を設置して閲覧いただけるように考えています。
委員長	ありがとうございます。
事務局	それでは以上をもちまして、第3回 あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会を閉会します。